# 令和7年度採用 第2回

# 石狩北部地区消防事務組合消防吏員採用資格試験案内

令和6年10月7日 石狩北部地区消防事務組合

[受付期間] 今和6年10月8日(火)~10月25日(金)

(土曜日・日曜日・祝日は受付しておりません)

[一次試験期間] 令和6年11月1日(金)~11月18日(月)

[ 試験会場] SPI テストセンター

(受験者にて予約していただきます)

#### 1 採用予定消防署、試験区分及び採用予定数

消防署名	試験区分	採用予定数
石 狩 消 防 署 (所在地:石狩市)	上級の部	若干名
	初級の部	若干名

#### 2 受験資格

区 分	要件
上級の部	平成7年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学も
	しくは、これに相当すると認められる学校等(短期大学を除く)を
(大学卒)	卒業した者または令和7年3月までに卒業見込みの方。
	平成 12 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法による高等
初級の部	学校を卒業した方。(令和7年3月卒業見込みの方は含まない)
	又は、短期大学、高等専門学校、専修学校(修業年限2年以上の
	専門課程に限る。) 若しくはこれらに相当すると認められる学校等
(高校卒以上)	を卒業した方。(令和7年3月卒業見込み含む)
	※上級の部の受験資格者は除く。
	※令和7年3月に高校卒業見込みの方は受験できません。

#### 【共通事項】

- ア 勤務署所在地に居住可能な方
- イ 普通自動車以上の運転免許証(オートマチック車限定を除く。)を取得している 方若しくは採用後概ね1ヶ月以内に取得見込の方
- ウ 視力(矯正視力を含む。)が両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上である方
- エ 赤色、青色及び黄色の識別ができる方
- オ 令和6年度中に当組合の採用試験に申込み受験された方は再度受験できません。 ※日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

#### 地方公務員法第16条(関係部分抜粋)

- 第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
- 2 石狩北部地区消防事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 3 受験申込手続

※受験申込は【Web 登録】と【必要書類の提出】が必要となります。

(1) 当組合ホームページの Web 登録フォームから必要事項を登 録してください。 (2) 次のQRコードからもアクセスできます。 (3) 受付期間 令和6年10月8日(火)~10月25日(金) ステップ1 Web 登録 (4) 提出書類 ① 試験申込書 ② エントリーシート ③ 受験票送付用封筒 (長形3号:縦235mm×横120mmに110円切手を 貼った宛先を明記したもの) ※①、②は下記の要領で入手できます。 ア 石狩北部地区消防事務組合ホームページ (https://www.ishikarihokubu.jp) から印刷 (試験申込書は両 面印刷でお願いします。 イ 直接受取る場合 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課 ステップ2 (〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3) 又は各消防署(支署)(「9 その他」を参照) ウ 郵送を希望する場合 必要書類の 提出 140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号、A4 サイズ、縦332mm×横240mmの大きさ)を同封の上、「消防吏 員採用資格試験申込書請求」と封筒の表に朱書きして上記の住所 へ郵送してください。 (5) 申込先 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課 所定事項をすべて記入し、「消防吏員採用資格試験申込書在 中」と封筒の表に朱書きして、必ず「簡易書留」で石狩北部地 区消防事務組合消防本部総務課へ郵送又は持参してください。 (6) 受付期間 令和6年10月8日(火) ~ 10月25日(金) 時間 8時45分~17時15分 (土曜日・日曜日は受付しておりません) ※ 郵送により申込書を提出する場合は、受付期間後の消印が押 されたものは、理由のいかんを問わず受理しません。

	(7)受験依頼メール
	令和6年10月31日(木)までに(1)で登録したメール
	アドレスへ受験依頼メールを送信します。
	※令和6年10月31日(木)までにメールが届かない場合は、
	消防本部総務課までご連絡ください。
7. 7.0	※1次試験の応募者が募集定員を超えた場合は、エントリーシー
ステップ3	トにて1次試験受験者を選考することがあります。この場合も
CDIO A W	こちらから通知を送らせていただきます。
SPI3 の受	(8) 会場予約
験手続	受験依頼メールを受信しましたら、次の手続きを行ってくだ
	さい。
	① テストセンターID の取得
	② テストセンター会場・日時予約
	(9) 受験
	予約した会場・日時でSPI3を受験してください。

### 4 試験方法・試験内容

	日 程	日程 令和6年1	. 1月1日(金)~令和6年11月18日(月)		
	会場	全国のテス	ストセンター		
		、 <sub>+1</sub>   ※必ずリフ	アル会場で受験してください。		
		ぶ 場   ※テストセ	アンターの詳細については下記の URL で確認願います。		
1		(https://v	vww.spi.recruit.co.jp/testcenter/ )		
次試験	試験内容	験内容 SPI3	① 基礎能力検査 ② 性格検査		
	合格発表	格発表 ① 当組合	令和6年11月下旬頃 ① 当組合のホームページに合格者の受験番号を示します。 ② 消防本部から受験者に通知します。		
	テストセ ンターに 関する問 い合わせ	ターに   する問	テスティングサービスセンター TEL: 0120-314-855 【受付時間】10時00分~17時00分(土曜日・日曜日は除く)		

2		
次試験	体力試験・面接試験	1次試験合格者に対し実施します。 日程・場所については1次試験合格者に通知します。

#### Web 登録(ステップ1)

(令和6年10月8日(火)~10月25日(金))



#### 必要書類の提出(ステップ2)

(令和6年10月8日(火)~10月25日(金)) ※ 郵 送 又は 持 参



#### 受験依頼メール受信(ステップ3)

(令和6年10月31日(木)までにメールがない場合は連絡) ※応募者が定員を超えた場合はエントリーシートで不合格の場合があります。



#### 会場 (テストセンター) の予約



#### 1次試験受験

(令和6年11月1日(金)~11月18日(月))



#### 1次試験結果通知(HP公開及び通知郵送)

(令和6年11月下旬頃)



2次試験日程(12月上旬頃)1次試験合格者に通知 合格発表(12月中旬頃予定)

#### 6 採用予定日

令和7年4月1日

#### 7 給与

石狩北部地区消防事務組合職員の給与に関する条例に基づき支給されるほか、扶養手 当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

#### 8 申込書記載上の注意

- (1) 記載事項に虚偽又は不正があるときは、採用される資格を失うことがあります。
- (2) ※印の欄以外は、自筆でもれなく記入してください。□欄に該当する場合は□内に レ印を記入してください。
- (3) 記入はすべてインク又はボールペン(いずれも黒)を用い、かい書で丁寧に書いてください。また、数字は算用数字、年号は和暦で記入してください。

#### 9 その他

- (1) 提出書類は返却しませんのでご了承願います。
- (2) 申込書に貼る写真(メガネをかけて受験する方は、メガネをかけている写真)は、 3ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4.5cm、横3.5cmのものとし、 裏には氏名を記載して、はがれないよう貼ってください。
- (3) 受験資格がないこと、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消す場合があります。
- (4) 申込書配置場所

	住所	電話番号
石狩北部地区消防事務組合	〒061-3211	Tel (0133)
消防本部(総務課)	石狩市花川北1条1丁目2番地3	74 - 5119
石狩北部地区消防事務組合	〒061−3211	Tel (0133)
石狩消防署 (総務課)	石狩市花川北1条1丁目2番地3	74 - 7112
石狩北部地区消防事務組合	〒061-3220	Tel (0133)
石狩消防署 (石狩湾新港支署)	石狩市志美 65 番地 2	62 - 3127
石狩北部地区消防事務組合	〒061−3601	Tel (0133)
石狩消防署 (厚田支署)	石狩市厚田区厚田 106 番地	78 - 2131
石狩北部地区消防事務組合	〒061-3197	Tel (0133)
石狩消防署 (浜益支署)	石狩市浜益区浜益2番地3	79 - 3080

## 問合せ先

石狩北部地区消防事務組合 消防本部総務課 〒061-3211

石狩市花川北1条1丁目2番地3

 $0\ 1\ 3\ 3 - 7\ 4 - 5\ 1\ 1\ 9$